# へいせい ねんどしもはんき ほ かっとうほうこく 平成29年度下半期「瀧のカン」活動報告

### ふるさとふれあいまつり ふるさとまつり に出展しました



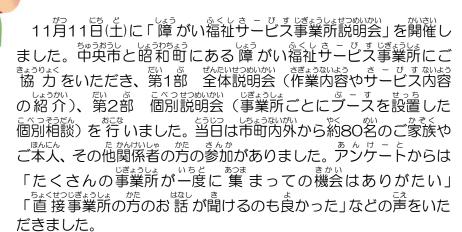


<u>ふるさとふれあいまつり</u> (昭和町・10月8日) と <u>ふるさとまつり</u> (中央市・11月3日) に出展し、「穂のか」の周知とあわせて、障害者差別解消法、 しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう ふきゅうけいはつ さべつかいしょうほう 障害者虐待防止法の普及啓発として『差別解消法 に関するアンケート&クイズ』を行いました。当日はちゅうおうし しょうわちょうあ やい 中央市・昭和町合わせて430名ほどの方にアンケートにご参加いただきました。このような法律があるということを一人でも多くの皆さんに知っていただき、また、考えてもらえるよい機会になりました。





### 中央市・昭和町 障がい福祉サービス事業所説明会











## 章がい福祉サービス事業所学習会



平成30年2月23日(金)「障害者権利条約にもとづく意思決定支援について」と題し、市町内の障がい福祉サービス事業所の職員を対象をした学習会が行われました。第1部ではサポートセンターハロハロルでは表現を支援部管理者 服部 敏寛氏による講演があり、第2部では「意思決定支援を深め、日々の支援を振り返る」をテーマに事例を使ってグループウークを行いました。「支援の方法について改めて考えるきっかけになりました」等の感想をいただきました。次年度は当事者の方へ向けた学習会を予定しています。

# ちゅうおう し しょう わ ちょうしょう しゃそうだんし えん 中央市・昭和町障がい者相談支援センター

穂のか通信(第4号)発行平成29年3月28日

住所:中央市成島 2266 TEL:055-274-1100 FAX:055-274-1103

中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」は障がいのある人やその家族、地域生活を支える関係者の皆さんからの相談に応じ、本人や家族の意向に沿った生活の実現に向けて一緒に考えます。地域のさまざまな人たちと連携し支援の輪を広げます。どのような障がいがあろうとも、子どもから大人まで、人として地域で、できるかぎり自立した生活を可能とし、生活が続けられるように支援していきます。

ぜひこの機会に「穂のか通信」をごらんいただき、相談したいことなどがありましたら、お気軽に「穂のか」をご利用ください。

ちゅうおうし ふくしかちょう さくらぎ たっゃ中央市 福祉課長 櫻木 達也

# れんげ金のお知らせ



日時	場所	日時	場所
4月21日	中央市玉穂総合会館 2-1	5月19日	昭和町総合会館
6月16日	中央市玉穂総合会館 2-1	7月21日	中央市玉穂総合会館 2-1
8月18日	昭和町総合会館	9月15日	中央市玉穂総合会館 2-1
10月20日	中央市玉穂総合会館 2-1	11月17日	昭和町総合会館
12月15日	中央市玉穂総合会館 2-1	1月19日	中央市玉穂総合会館 2-1
2月16日	昭和町総合会館	3月16日	中央市玉穂総合会館 2-1



# 中央市、昭和町に新しくできた事業所をご紹介します!

## あんと遊kid' sわかみや

きーぴすめい サービス名	でいいん	<sub>そうげい</sub> 送迎	<sup>かつどうないよう</sup> 活動内容 ほか
Magazia 放課後 等 でデイサービス	10名	有	創作活動、体験活動、外出活動、 もうどードック (240)

### しきょうしょ 【事業所からのPR】

あんど遊kid's 2号店として平成29年2月にスタートした放課後等デイサービスです。

「楽しい♪」を「学ぶ力!!」に変換。をテーマに、個に寄り添い、将来迎える社会生活に向けた準備をサポートしています。活動一つひとつ目的(ゴール)を設定し、個々に達成までの課題(ルート)を示し自標達成に向けた支援を実践しています。集団行動の中でも個別の特性に合わせたサポートを行えるのは、定員10名という少人数だからこそ。
施設内の活動の充実はもちろんですが、1日を過ごせる学校休日や長期休暇中は施設外での活動が中心。公共の場での様々な体験がお子さんの成長を大きく促してくれます。見学や体験、ご質問などお気軽にお問い合わせください。



# 就労支援事業所クリーム

【法人名】株式会社 栄光 【住所】中央市木原1378-2 【電話】055-236-9797 【FAX】055-236-9798

【mail】 <u>cream\_shurou@outlook.jp</u> 【HP】 【設備など】送迎車 駐車場 昼食 喫煙所

e - ʊ ɡ ø ぃ サービス名	でいいん	そうげい <b>送迎</b>	かっとうないよう 活動内容 ほか
しゅうろうけいぞくしぇんぴーがた 就労継続支援B型	20名	有	内職、軽作業(時期により内容は変化)



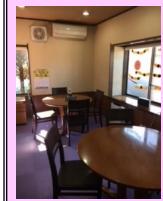
#### 【筆業所からので常】

自然豊かな場所にあり、静かな環境の中、和気あいあいとした雰囲気の中で就労支援の取り組みを行います。コミュニケーションや作業を通して楽しみや、やりがいを感じてもらえるサービスを心がけ皆様の就労や自立をサポートしていきます。









#### ちゅうおうし しょうわちょうちいきじりっしえんきょうきかい 中央市・昭和町地域自立支援協議会では、今年度下記のことを語し合ってきました。

協議会とは・・・当事者、ご家族、幕京な関係機関や看識者が相互に連携を取りながら「障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり」という共通認識のもと、地域の実態や課題等について把握しながら、障がいのある人の地域生活を受えるための協議の場です。

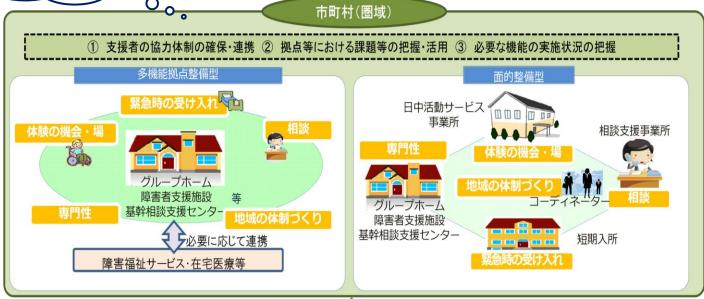
- ●平成30年度中央市・昭和町地域自立支援協議会組織体制について
- きょうぎ けっか へいせい ねんと あら そしきたいせい すた と 協議の結果、平成30年度から新たな組織体制でスタートすることになりました。
- た < U りょうりょうきんじょせいじぎょう
  ●タクシー利用料 金助成事業について
- ●医療的ケア児に対応できる事業所が限られているため、短期入所など希望通り サービスが利用しにくい状況であることについて。
- ●退院後、自宅に帰ることが困難な方の支援から見えること
- ●「地域生活支援拠点」について
- するくねんと けいぞくきょうぎ でいれいかい れんけい できょうぎかい ていれいかい れんけい でまり 作年度からの継続協議として PT(プロジェクトチーム)を作り、協議会、定例会とも連携しながら、 はな ま 話し合ってきました。

#### ちいきせいかっしえんきょてん 地域生活支援拠点ってなに!?

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、障がいのある ひと こうれいか・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ自なく提供される必要 があります。こうした障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を「地域生活支援 拠点」といい、以下の5つの機能を備えることとされています。

けんざい ちゅうおうし しょうわちょう 現在、中央市、昭和町においてもそれぞれ整備に向けて検討を進めています。

地域生活支援拠点の イメージ図(参考例)





- 整備、連呂に関する研修会寺の開催
- ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

